

札幌市児童会館条例の一部を改正する条例案

令和5年（2023年）11月29日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市児童会館条例の一部を改正する条例

札幌市児童会館条例（昭和35年条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表1中

「
| 札幌市光陽児童会館 | 札幌市北区新琴似6条12丁目 |
」

を

「
| 札幌市光陽児童会館 | 札幌市北区新琴似5条11丁目 |
」

に、

「
| 札幌市山の手児童会館 | 札幌市西区山の手6条5丁目 |
」

を

「
| 札幌市山の手児童会館 | 札幌市西区山の手5条6丁目 |
」

に改める。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

(理 由)

光陽児童会館及び山の手児童会館を移転するため、本案を提出する。